

『日野市ユニバーサルデザイン推進条例』 手続きの流れ

施設を所有し、又は管理する人は、整備基準への適合努力義務があります。

都市施設

多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設など、規則で定める施設
(条例施行規則第4条の別表第2の都市施設の欄に定める施設)

特定都市施設

都市施設のうち、規則で定める種類及び規模の施設
(条例施行規則第4条の別表第2の特定都市施設の欄に定める施設)

【届出の時期】

新設及び改修の際には、設計段階で届出を出していただき、遵守基準へ適合しているかの確認を受けるよう義務付けられています。

- ◆ 建築確認申請が必要な施設…
確認申請に先立って
- ◆ 建築確認申請が必要でない施設…
工事着手日の30日前まで

届出の流れ

1. 事前相談

※東京都が作成している【店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン】も参照してください



2. 計画の届出

3. 届出済証の返却

4. 完了の届出

5. 完了検査

6. 検査済証の返却

適合証の
交付について

【計画の届出】・・・すべて2部

【※事前相談が済んでいる場合は郵送提出可能です。
また、返信用に宛名を記載して、レターパックや切手貼付された封筒を同封していただければ、それにより1部返却します】

※委任状は不要です

＜必要書類＞

- ① 特定都市施設整備 計画届出書 *第3号様式
- ② 特定都市施設整備 項目表(チェックリスト)
- ③ 施行規則 別表第1 2に定める図書 ・付近見取図 ・配置図
・各階平面図 ・2面以上の断面図

【届出済証の発行】・・・届出から1週間程度

＜返却書類＞

- ① 特定都市施設整備 計画届出済証 *第1 2号様式
- ② 特定都市施設整備 計画届出書及び添付書類 一式
※届出いただいたうちの1部 (受付印を押印したもの)

【完了の届出】・・・すべて2部

【※返信用に宛名を記載して、レターパックや切手貼付された封筒を同封していただければそれにより1部返却します】

＜必要書類＞

- ① 特定都市施設整備 完了届出書 *第1 6号様式
- ② 整備完了写真
- ③ 写真の撮影位置、方向を明示した図面

【検査済証の発行】・・・検査から1週間程度

＜返却書類＞

- ① 特定都市施設整備 検査済証 *第1 7号様式
- ② 特定都市施設整備 完了届出書及び添付書類 一式
※届出いただいたうちの1部 (受付印を押印したもの)

都市施設を整備基準(努力基準)に適合させているときは、『整備基準適合証』の交付請求ができます。(条例第17条第1項)



整備基準適合証

届出窓口: 日野市役所3階 まちづくり部都市計画課交通政策係

電話: 042-514-8369 メール: tosikei@city.hino.lg.jp

対象施設・対象範囲: 東京都福祉のまちづくり条例と同様
基本的な考え方: 東京都福祉のまちづくり条例と同様のため、
東京都ホームページに公開されている【施設整備マニュアル】参照



※必要書類は日野市ホームページからダウンロードすることができます。

市ホームページの検索欄に、【ID: 1005253】を入力すると当該ページにいけます。

